

## 愛知県病院事業庁が加入する病院賠償責任保険契約等仕様書

### 1 契約の目的

契約者および被保険者における医事紛争、施設欠陥及び保管現金の盗難に対する補償体制を確立する。

### 2 契約者及び被保険者

愛知県病院事業庁長

### 3 対象病院

- (1) 愛知県がんセンター
- (2) 愛知県精神医療センター
- (3) あいち小児保健医療総合センター

### 4 保険期間

2023年4月30日午後4時から2024年4月30日午後4時まで

### 5 保険期間の更新

保険終期までに以下(1)～(4)を確認したうえで、4年間更新を可能とする。

- (1) 更新時保険料が不当に高くないこと
- (2) 事故処理が円滑に行われていること
- (3) 事故防止活動への協力が十分に行われていること
- (4) 保険会社の経営状況等の変化により、契約更新することで被保険者が不利益を被るおそれがないこと

### 6 保険料支払方法

一括払い

### 7 調達する保険

#### 【病院賠償責任保険】

#### (1) 医師特約

##### ア 対象となる事故

病院の開設者または使用人その他業務の補助者が、日本国内で行った医療行為によって、患者の生命または身体に障害(死亡を含む)を与えて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害および損害賠償責任についての争訟等に係る費用を補償する。

イ 損害に係る補償限度額（費用保険金(7(4)イ～カを参照)は補償限度額から外枠払い)

|         |       |
|---------|-------|
| 1 事故につき | 1 億円  |
| 保険期間中   | 3 億円  |
| 免責金額    | 設定しない |
| 縮小補償    | 設定しない |

#### (2) 医療施設特約

##### ア 対象となる事故

(ア) 被保険者が所有、使用または管理する医療施設(建物、設備)の不完全

または使用・管理上の不備に起因する事故により、患者や外来者等の第三者の身体に障害を与えたり、第三者の財物に損害を与えたりして、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害および損害賠償責任についての争訟等に係る費用を補償する。

- (イ) 契約期間中に被保険者が提供した飲食物に欠陥があったため、患者の身体に障害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害および損害賠償責任についての争訟等に係る費用を補償する。

イ 損害に係る補償限度額

[対人]

|        |           |
|--------|-----------|
| 1名につき  | 1億5,000万円 |
| 1事故につき | 30億円      |
| 免責金額   | 設定しない     |
| 縮小補償   | 設定しない     |

[対物]

|        |       |
|--------|-------|
| 1事故につき | 3千万円  |
| 免責金額   | 設定しない |
| 縮小補償   | 設定しない |

(3) 人権侵害担保条項

ア 対象となる事故

不当な拘束やプライバシーの侵害により、患者の人格権を侵害し、病院（開設者）が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害および損害賠償責任についての争訟等に係る費用を補償する。

イ 損害に係る補償限度額

|        |       |
|--------|-------|
| 1名につき  | 1千万円  |
| 1事故につき | 1億円   |
| 免責金額   | 設定しない |
| 縮小補償   | 設定しない |

(4) 損害の範囲

ア 損害賠償金

被保険者が被害者に対して行う賠償責務の弁済として支出した費用

イ 権利保全行使費用

被保険者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使のために支出した必要または有益であった費用

ウ 損害防止費用

被保険者が損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし、カ緊急措置費用を除く

エ 争訟費用

被保険者が保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停に関する費用

オ 協力費用

保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決にあたる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて、保険会社への協力のために支出した

## 費用

### カ 緊急措置費用

発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむを得ない処置のため、被保険者が支出した費用

- (5) 保険会社は(4)イからカまでの費用保険金について、その全額を支払うこと。

ただし、(4)ア損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、争訟費用は「支払限度額÷(4)ア損害賠償金」の割合を乗じて得た額とする。

## 【勤務医師賠償責任保険（包括契約方式）】

### (1) 対象となる事故

医師又は医師の指導・監督下にある看護師、診療放射線技師、薬剤師などの使用人が日本国内において行った医療行為により、患者の身体に障害（障害に起因する死亡を含む。）を与え、勤務医師個人が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害および損害賠償責任についての争訟等に係る費用を補償する。

### (2) 損害に係る補償限度額

|      |         |       |
|------|---------|-------|
| [対人] | 1 事故につき | 1 億円  |
|      | 保険期間中   | 3 億円  |
|      | 免責金額    | 設定しない |
|      | 縮小補償    | 設定しない |

## 【デイケア傷害保険・精神科患者に対する院外治療中の傷害保険】

(愛知県精神医療センターのみ)

### (1) 対象となる事故

病院管理下で行うデイケア中の患者の傷害事故もしくは精神科患者の院外治療中の事故に対して補償する。

### (2) 補償の内容

#### ア 死亡

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで亡くなった場合

#### イ 後遺障害

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にケガがもとで後遺障害が生じた場合

#### ウ 入院

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限る）

#### エ 手術

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合（ただし、1事故につき1回の手術に限る）

#### オ 通院

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、通院した場合（ただし、事故の発生の日からその日を含めて1000日以内の通院の日数に対し90日を限度に補償）

### (3) 保険金額

| 死亡・後遺症 | 入院<br>(1日あたり) | 手術  | 通院<br>(1日あたり) |
|--------|---------------|---|---------------|
| 100万円  | 1,500円        | (外来手術)<br>入院保険金日額の5倍<br>(入院手術)<br>入院保険金日額の10倍 | 1,000円        |

### 【現金総合保険】

#### (1) 対象となる事故

被保険者が所有する建物内で保管中の、被保険者の所有する現金、小切手並びに手形に偶然な事故によって生じた損害を補償する。

#### (2) 補償額

|         | がんセンター  | 精神医療センター |
|---------|---------|----------|
| 1事故につき  | 100万円   | 200万円    |
| 免責金額(※) | 10,000円 | 10,000円  |
| 縮小補償    | 設定しない   | 設定しない    |

(※) 全損及び火災、落雷、破裂、爆発による損害の場合は、免責金額はなし。

## 8 保険料

病院賠償責任保険の保険料は、別添1病院概要の情報を反映して算出することとし、合理性に欠けることがないものとする。

## 9 その他

(1) 本仕様書記載以外で補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。

(2) 引受保険会社においては、被保険者が補償を求める賠償金額及び費用等

について、その全部または一部について補償とならない判断をする場合には、その理由を文書等によって被保険者に提示すること。

- (3) 引受保険会社においては、医療行為者に対して、保険金の全部もしくは一部を負担させる場合、又は求償を行う場合には、事前に被保険者に協議すること。
- (4) 引受保険会社においては、2023年4月30日午後4時以降、保険期間中に損害賠償請求があった場合は、本契約において補償の対象とすること。(契約切替後、切替前契約の補償対象とならない案件が生じた場合、本契約の補償対象とすること。ただし、切替前契約にて補償対象となる場合、本契約の対象外とする。)

別添1

病院概要

1 各病院の概要

|       | 愛知県がんセンター   | 愛知県精神医療センター   | あいち小児保健医療総合センター   |
|-------|---|---|---|
| 所在地   | 名古屋市千種区鹿子殿1番1号  | 名古屋市千種区徳川山町四丁目1番7号  | 大府市森岡町七丁目426番地  |
| 開設年月日 | 1964年12月1日  | 1932年12月6日  | 2001年11月1日  |
| 診療科目  | 呼吸器内科, 消化器内科, 循環器内科, 血液内科, 乳腺内科, 薬物療法内科, 内視鏡内科, 緩和ケア内科, 感染症内科, 頭頸部外科, 呼吸器外科, 消化器外科, 脳神経外科, 乳腺外科, 整形外科, 形成外科, 腫瘍精神科, 皮膚科, 泌尿器科, 婦人科, 眼科, リハビリテーション科, 放射線診断科, 放射線治療科, 病理診断科, 臨床検査科, 麻酔科及び歯科 | 精神科, 児童精神科, 内科及び歯科  | 小児科, 呼吸器内科, 循環器内科, 腎臓内科, 神経内科, 内分泌内科, 周産期内科, 新生児内科, 心療内科, 感染症内科, 小児外科, 心臓血管外科, 脳神経外科, 整形外科, 形成外科, 精神科, アレルギー科, リウマチ科, 皮膚科, 泌尿器科, 産科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 臨床検査科, 救急科, 麻酔科, 小児歯科, 矯正歯科及び歯科口腔外科 |
| 病床数   | 500床(一般)  | 273床(精神)  | 200床(一般)  |
| 機能    | 医療と研究が一体となったがんの基幹病院<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県がん診療連携拠点病院(2007年1月～)</li> <li>・がんゲノム医療拠点病院(2019年9月～)</li> <li>・特定機能病院承認(2022年12月)</li> <li>・協力型臨床研修指定病院</li> </ul>     | 高度な専門医療を提供する県精神科医療の先進的・中核的病院<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・指定入院医療機関(2016年9月～)</li> <li>・心神喪失者等医療観察法(第16条)</li> <li>・応急入院指定病院</li> <li>・愛知県災害拠点精神科病院(2020年3月～)</li> <li>・協力型臨床研修指定病院</li> </ul> | 保健部門と医療部門を併せ持ち、疾病予防から医療、リハビリまで一貫したケアを行う県内唯一の小児専門病院<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救命救急センター(2016年3月～)</li> <li>・予防接種センター</li> <li>・協力型臨床研修指定病院</li> <li>・救急告知医療機関</li> </ul>               |

2 過去6年間の受取保険金実績等

※受取保険金の実績及び内訳(事故内容、事故発見日、保険金額、保険金内容及び保険金支払日)については、愛知県病院事業庁が加入する病院賠償責任保険等募集要領に定める確約書(様式第9号)と引き換えに交付しますので、令和5年3月1日(水)までに問い合わせ先に連絡をしてください。

3 デイケア傷害保険、精神科患者に対する院外治療中の傷害保険に係る対象患者数及び作業日数

- (1) 対象患者数 7名
- (2) 作業日数(年間) 200日(不特定)